

令和4年5月25日

令和4年 第1回

# 小牧岩倉衛生組合議会臨時会会議録

小牧岩倉衛生組合議会

第 1 日

(令和 4 年 5 月 2 5 日)

## 令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会会議録

① 令和4年5月25日第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会が環境センター会議室に召集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1番	石田知早人
2番	榊谷規子
3番	鈴木裕士
4番	谷平敬子
5番	星熊伸作
6番	水野忠三
7番	井上真砂美
8番	小沢国大
9番	黒川武
10番	舟橋秀和

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

小牧岩倉衛生組合	管理者	小牧市長	山下史守朗
	副管理者	岩倉市長	久保田桂朗
	会計管理者	小牧市会計管理者	林浩之
	事務局長		永井浩仁
	総務課長		今枝里美
	業務課長		熊崎礎功
	業務課長補佐		服部和宏

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

書	記	熊崎真弓
書	記	永見昭恵

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 専決処分について

議案第 5 号 小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第 6 号 小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

(午後2時00分 開会式)

○事務局長（永井浩仁）

ただいまから令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会の開会式を行います。  
議長挨拶。

○議長（舟橋秀和）

皆さん、こんにちは。

令和4年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
緑が鮮やかで、過ごしやすい時期となっております。

さて、今臨時会に提出されました議案は、条例案2件であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、活発なご意見を頂きますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（永井浩仁）

管理者挨拶。

○管理者（山下史守朗）

皆様、こんにちは。

令和4年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃は、環境行政の推進につきまして格別のご支援を頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今臨時会に付議をいたします議案につきましては、職員の給与や育児休暇等に関する条例案2件であります。十分にご審議をいただきまして、適切なお議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（永井浩仁）

これをもちまして、開会式を終わります。

(午後2時02分 閉 式)

(午後2時02分 開 会)

○事務局長（永井浩仁）

ただいまの出席議員は、10名であります。

○議長（舟橋秀和）

ただいまから令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、別紙でお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、3番 鈴木裕士議員、4番 谷平敬子議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、「諸般の報告」について、本日議会に提出されました議案については、お手元に配付いたしましたとおりであります。

以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今臨時会の説明員として管理者以下関係職員に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

続いて、報告第9号の専決処分について、管理者より提出されております。これもお手元に配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

日程第4、議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○事務局長（永井浩仁）

議案第5号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。3ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等のため必要があるからであります。

その内容であります。参考資料、条例案のあらましによりご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

1として、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間を1年以上とする要件を廃止するものであります。

2として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度等の周知、育児休業に係る意向の確認のための措置等について定めるものであります。

3として、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置について定めるものであります。

4として、その他所要の規定の整備を行い、5として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（舟橋秀和）**

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

**○1番（石田知早人）**

質疑の発言もないようであります。質疑を終結され、上程中の議案につきましては、直ちに討論に入られたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

**○議長（舟橋秀和）**

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

（発言なしの声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（永井浩仁）**

議案第6号につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。議案第6号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

議案のご説明の前に、人事院勧告等の経過を説明させていただきます。

令和3年8月10日人事院は、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の期末勤勉手当の年間の支給月数を4.45月分から4.30月分とする勧告を行いました。これを受けて、一般職の国家公務員の改正給与法が令和4年4月6日に可決成立したところであります。

なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することにより調整を行うこととしております。

こうしたことから、本組合におきましても、国に準じて条例案を改正しようとするものであります。

提出理由であります、7ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の期末手当の支給割合の変更等を行うため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましによりご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

1として、期末手当の支給割合を、再任用職員以外の職員について、課長職以上の特定管理職員は現行100分の107.5から100分の100に、課長補佐職以下のその他の職員は現行100分の127.5から100分の120に、再任用職員について、特定管理職員は現行100分の62.5から100分の57.5に、その他の職員は現行100分の72.5から100分の67.5にそれぞれ引き下げるものであります。

2として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、1の改正により支給される額から令和3年12月に支給された期末手当の額に、職員の区分ごとにそれぞれ定める記載の割合を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

3として、その他所要の規定の整備を行い、4として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第6号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（舟橋秀和）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。発言を許します。

発言はありませんか。



○3番（鈴木裕士）

今ご説明いただきました中で、月間の支給月数が4.45から、口頭で頂きました4.30月になるということでしたけれども、0.15月分の引下げに伴う影響額についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（今枝里美）

全体額の影響につきましてですが、組合全体といたしまして、再任用も含む影響額については、220万1,000円程度と考えております。

○3番（鈴木裕士）

ありがとうございます。

ただいま、220万1,000円程度ということでしたけれども、これ、職員1人当たりになると、平均してどれぐらいになるのでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（今枝里美）

職員1人当たりの平均としましては、6万1,000円程度になる見込みであります。

○議長（舟橋秀和）

ほかに発言はありませんか。

○2番（榎谷規子）

今、1人当たり6万1,000円程度と言われましたが、特定管理職員が何人見えて、その影響額がどれぐらいか。再任用職員については、同じようにどれぐらいなのか、その他の職員についてはというふうに分けての1人当たりの減額分、分かるでしょうか。お願いします。

○総務課長（今枝里美）

部長職は1名おります。部長職で9万5,000円程度。課長職は2名おりますが、7万7,000円程度。係長職については、専門員を含めまして13名になりますが、そちらで平均6万8,000円。再任用職員につきましては、平均で2万1,000円程度になります。

○議長（舟橋秀和）

発言はありませんか。

（発言なしの声）

○1番（石田知早人）

質疑の発言も終わったようであります。質疑を終結され、上程中の議案につきましては、直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（賛成の声）

○議長（舟橋秀和）

ただいま、石田知早人議員より動議が提出され、動議は成立いたしました。

動議のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

発言はありませんか。

## ○2番(梶谷規子)

議案第6号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、反対の立場で討論をさせていただきます。

この案は、国家公務員の給与の改定に準じて、職員の期末手当の支給割合の変更を行う必要だということでありますが、昨年度はコロナの影響でと引き下げられなかった分を、昨年度もさかのぼって引き下げるということで、職員1人当たりの影響額が、先ほどの質疑で6万1,000円程度というかなりの大きな額ということであります。

やはり不利益不遡及の原則がある中で、昨年度コロナの影響で引き下げられなかった分も調整して今度の6月期末手当から差し引くなど、やはりいまだコロナは収束していない状況の中で、コロナ対応でも奮闘している職員を前に、大きな矛盾を感じるものです。

コロナによる経済のマイナスは払拭されたということも言われているところですが、コロナによって冷え込んだ経済は、払拭したどころか、この物価高騰、ロシアによるウクライナ侵略の影響やアベノミクスの円安によるものもさらに上乘せして、物価高騰の状況が続いています。そういった中で国民の消費は一層冷え込んでいるのではないかと考えます。その影響が消費を一層冷え込ませて、負のスパイラルを生み出すものではないでしょうか。この人事院勧告に準じてという中で、年金額にも大いに影響していくものであります。主要国の中で、日本は唯一実質賃金の上がない国となっています。個人消費の冷え込みが経済を低迷させています。

こういった理由から、この議案には賛成するわけにはいかず、反対とさせていただきます。

## ○議長(舟橋秀和)

ほかに発言はありませんか。

## ○3番(鈴木裕士)

私は、議案第6号について賛成の立場から討論をさせていただきます。

国においては、人事院が実施した民間における給付の調査結果を踏まえて、官民均衡を図るため、国家公務員のボーナスを引き下げる法律が令和4年4月6日に可決成立したところであります。本議案は、その改正内容が反映されたものとなっております。

小牧岩倉衛生組合ではこれまでも、職員の給与制度や勤務条件などは、社会一般の情勢に適応させるため、人事院勧告を尊重し、国の制度に準拠してきた経緯があります。

また、官民均衡を速やかに図るという考えから、やむを得ないと考えられます。

以上のことから、私は議案第6号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に対して」賛成をするものであります。

以上です。

#### ○議長（舟橋秀和）

ほかに発言はありませんか。

（発言なしの声）

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号については、これを可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

挙手多数と認めます。よって、議案第6号「小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後2時20分 閉会）

（午後2時20分 閉会式）

#### ○事務局長（永井浩仁）

ただいまから令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会の閉会式を行います。

管理者挨拶。

#### ○管理者（山下史守朗）

令和4年第1回臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会に提案させていただきました議案につきましては、いずれもご議決を賜り、誠にありがとうございました。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えないところではありますが、一刻も早く日常を取り戻すことができるように最善を尽くしてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、今後とも十分にお体にご自愛いただきまして、両市の

発展にご尽力いただきますこと、皆様のご健勝とご多幸、ご活躍をお祈り申し上げて、挨拶といたします。

ありがとうございました。

**○事務局長（永井浩仁）**

議長挨拶。

**○議長（舟橋秀和）**

令和4年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま無事日程どおり終了することができました。円滑にご審議いただきましたことを心から感謝申し上げます。

間もなく梅雨の時期が参ります。体調を崩しやすい季節でもありますので、皆様方におかれましては、お体に十分留意され、議員活動に精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでした。

**○事務局長（永井浩仁）**

これをもちまして閉会式を終わります。

（午後2時22分 閉 式）

令和4年第1回小牧岩倉衛生組合議会臨時会議事日程（第1日）

令和4年5月25日午後2時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

（ 番 議員 ）

（ 番 議員 ）

第2 会期の決定

（ 日間 ）

第3 諸般の報告

1 提出議案の報告

2 説明員出席要求者の報告

3 専決処分について

第4 議案第5号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

第5 議案第6号 上程・提案説明・質疑・討論・採決

上記会議の様様を収録し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和4年5月25日

小牧岩倉衛生組合議会議長

舟 橋 秀 和

会 議 録 署 名 議 員

鈴 木 裕 士

会 議 録 署 名 議 員

谷 平 敬 子